

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年7月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から61年3月まで  
昭和52年1月ごろ、社宅の上司の奥様に勧められて国民年金に加入した。以降は銀行で保険料を納付しており、途中で3連綴りの納付書になったことを記憶している。  
第3号被保険者となるまで毎月きちんと納付していたのに未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和56年12月から57年7月までの期間については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格を取得した52年1月から申立期間の直前の56年11月までの期間について、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる上、申立人の生活状況等に大きな変化はみられないことから、申立人は付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和57年8月から61年3月までの期間については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は57年8月10日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、当該期間において加入手続をした形跡が見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、未加入となっている者に対し44か月もの長期間にわたり納付書が送付され続けたとは考え難い上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年7月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月15日から同年10月11日まで  
昭和24年に入社し、44年に退職するまでA社に継続して勤務していたが、転勤の際に厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる人事記録等はないが、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日に係る記載のある部分の前後60人の被保険者のうち、同社同支店における資格喪失日が確認できた43人のうち16人については月の1日で資格を喪失していることが確認できる。また、同社C支店に係る同名簿において、申立人の資格取得日に係る記載のある部分の前後60人のうち41人については月の1日で資格を取得していることが確認できることから、申立人の同社B支店に係る資格喪失日及び同社C支店に係る資格取得日を昭和26年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年8月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に適用事業所ではなくなっており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成5年9月1日から9年5月31日までA社に在職していた。在職期間中の厚生年金保険料は、毎月天引きされ、退職する際に、同年5月31日をもって退職する意思を伝えたにもかかわらず、同年5月の被保険者記録が欠落していることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務し、平成9年5月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことは、同社の給与台帳により確認できる。

一方、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は平成9年5月30日に離職と記録されており、同年5月31日に資格喪失とされている厚生年金保険被保険者記録と符合している。

そこで、平成9年5月の暦をみると、同年5月31日は土曜日となっており、A社の休業日に当たっていることが確認できること、また、同社に保管されていた申立人の辞職届において同年5月31日をもって申立人が同社を退職することを届けていることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の資格喪失手続について、同社では、最終の出勤日である同年5月30日を退職日として処理を行い、その結果、申立期間の加入記録が欠落したものと考えられる。

また、A社において、申立人の資格喪失日と同日に資格喪失した者は申立

人を含め5名存在し、その全員がB社において、平成9年6月1日付けで資格を取得していることから、関連事業所への移籍であると考えられる。

これらのことから、A社は、申立人が平成9年5月31日まで勤務していたものと認識し、同年5月分の給与から同年5月分の厚生年金保険料を控除したと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は納付していないとしており、同社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄にも平成9年5月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

私が学生であった 20 歳から就職するまで、実家の父が私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。現在、父は病気のため当時の状況を確認することができないが、納付記録が未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年\*月ごろに、実家の父親が、国民年金の加入手続をし、以後、申立人が就職するまでの学生であった申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているが、当時、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号の払出しが見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられる上、ほかに国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、学生であった申立期間当時には実家を離れて生活しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親からも当時の状況を確認することができないため、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 957

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 62 年 1 月まで

私が 20 歳になった時に、母が国民年金の加入手続を行い、A 郵便局で保険料を納付してくれた。納付したのは、最初の 1 年分のみであったと聞いている。当時の年金手帳も所持しているので、調査の上、早急に記録訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は、同居していた申立人の母親が行ったと主張しているが、母親はそれらの記憶が不明であり、当時の状況について確認することができない。

また、保険料の納付が行われていた場合は国民年金手帳記号番号が取り消されることは考え難いが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、昭和 61 年 6 月 16 日に申立人に対して払い出されている国民年金手帳記号番号は、63 年 1 月 21 日に取り消されていることが確認できる上、払出日が同日の 60 人の生年月日は、申立人の生年月日と近接しており、そのうち申立人を含む 47 人の手帳記号番号が取り消されていることが確認できることから、それらの手帳記号番号は、加入手続を行ったことにより払い出されたものではなく、B 市が職権により払出しを行ったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及び B 市の国民年金収滞納一覧表のいずれにおいても、申立期間の保険料納付記録が確認できない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

A社における被保険者期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月までの期間の標準報酬月額が、前年と比べて低額となっている。A社の給与は、最低でも現状維持であるはずだ。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間について、A社から提出された申立人の賃金台帳に記載された昭和 62 年 10 月の給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、昭和 62 年 11 月及び同年 12 月の給与支給額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人が保管する昭和 63 年 7 月の給料支払明細票における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月

額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月ごろから同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 6 月 21 日から 46 年 2 月ごろまで  
③ 昭和 46 年 3 月ごろから 50 年 2 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社における加入期間が一部無いとの回答を得た。双方の事業所で保険料が給与から控除されていたはずなので、確認して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、当該申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 45 年 5 月 1 日に適用事業所となっている。

また、同僚は、「事業を始めた当初は社員数が少なく厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、社会保険事務所からの適用勧奨により適用事業所となった。」と証言し、当該同僚の資格取得日もA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 5 月 1 日であることが確認できる。

申立期間②について、複数の同僚が、「A社の鍍金塗装の部署が下請の事業所として独立し、申立人を含む3人は同社の社員ではなくなった。」と証言しており、申立人を含む3人について昭和 45 年 6 月 21 日に同社における厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

申立期間③について、複数の同僚が、申立期間のころに申立人がB社に勤務していたとしているものの、申立人の入社日が特定できず、また、雇用保険の被保険者記録は厚生年金保険の記録と一致している。

また、B社に照会したところ、「複数の従業員が給与から厚生年金保険料が控除されることを拒否したため、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の資格取得の届出を行ってはいなかった。」と回答しており、当時の経理担当者も同様の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで

ねんきん特別便に、A社に勤務した期間の厚生年金保険について脱退手当金を支給した旨の記載があるが、私は徴用された同社において厚生年金保険に加入していたことさえ知らなかった。当時、脱退手当金の知識は無く、請求していないし受け取ってもいない。脱退手当金が支給されたとする昭和 21 年ごろは住まいも転々としており、連絡が取れない状態であったので手続もできなかったはずである。

調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に昭和 17 年 8 月 1 日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 9 月 30 日に資格を喪失し、21 年 12 月 1 日に脱退手当金が支給決定された記録のある同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社が行った。脱退手当金は会社で受け取った記憶がある。」と述べている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 20 年 9 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失したことが確認できる者で、オンライン記録において脱退手当金の支給記録のある者が 33 人確認でき、そのうち、脱退手当金の支給決定日が申立人と同日の 21 年 12 月 1 日である者が 14 人、同年 11 月 15 日である者が 3 人確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、A社における厚生年金保険の資格喪失後の昭和 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 13 日までの期間について、B社における厚生年金保

険の被保険者記録が確認できるものの、申立人は当該事業所においても厚生年金保険に加入していたことを知らなかったと述べており、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者証の記号番号とは別の記号番号が払い出され、別々に記録が管理されていたことから、同社に係る脱退手当金が支給されていないことに不自然さは無い。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年12月30日まで  
昭和20年10月からA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は21年12月30日からとなっている。A社の後身であるB社が作成してくれた勤務の証明書があるので、20年10月から厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月23日付けでB社（A社の後身）が発行した勤務証明書により、申立期間に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の後継事業所であるC社に照会しても、申立期間当時の資料は既に廃棄されており、当時の従業員に係る厚生年金保険適用の状況について確認することはできなかった。

また、申立人が自身より先に勤務していたとする複数の同僚のA社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和21年12月30日であり、既に亡くなっているか連絡先が不明であるため照会を行うことができず、申立期間に被保険者記録がある別の同僚に照会しても、勤務期間と厚生年金加入期間との関係を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、A事業所にB職として勤務し、平成 2 年 3 月 31 日に同事業所を退職し、翌日の同年 4 月 1 日からC事業所（現在は、D事業所）に転職しているが、年金記録ではA事業所の資格喪失日が同年 3 月 31 日とされているため、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間について記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に平成 2 年 3 月 31 日まで勤務していたため、同事業所における厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかし、A事業所が保管していた社会保険加入職員台帳によると、申立人の資格喪失日はオンライン記録と同日の平成 2 年 3 月 31 日となっている上、同年の所得税源泉徴収簿の社会保険料控除欄においても、同年 3 月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、A事業所の回答書及び同事業所総務担当者の説明によると、「申立人は非常勤B職であり、非常勤職員は厚生年金保険料が翌月控除方式である。本件においても、平成 2 年 4 月分の給与がなく、当該給与から保険料を控除できないため、3 月 30 日退職の取扱いをしたと考えられる。」としている。

さらに、A事業所が保管していた社会保険加入職員台帳に記載のある 14 人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致していることから、同事業所は、オンライン記録どおりに被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。